

令和7年度 中津川市介護保険料が決まりました

介護保険料は、今後必要となる介護給付費等を見込み、3年ごとに改定しています。令和6年度～令和9年度は国の定める標準所得段階が第9段階から13段階化されたことに伴い、以下のとおり国の定める標準所得段階に合わせる変更を行いました。

今年度は、令和6年の老齢基礎年金（満額）の支給額が80万9千円となったことを踏まえ、第1、第2、第4、第5段階の保険料算定において基準にしていた「年金収入等80万円」を「年金収入等80万9千円」に見直しを行いました。

なお、低所得者（第1～3段階）を対象とした保険料軽減は継続となります。（表示の保険料額は軽減後の額）
被保険者の皆様にはご負担をおかけしますが、介護保険制度の円滑な運営のため、ご理解の程よろしくお願いいたします。

